

令和7年5月14日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年(ワ)第25531号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和7年3月12日

判 決

5

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

10 第1 請求

被告は、原告に対し、1100万円及びこれに対する令和5年10月4日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第2 請求の趣旨に対する答弁等

1 本案前の答弁

15

原告の被告に対する訴えを却下する。

2 本案についての答弁(予備的答弁)

原告の請求を棄却する。

第3 事案の概要等

1 事案の概要

20

本件は、国際的なNGOであるUniversal Peace Federation(以下「UPF」という。)の日本支部である原告が、ジャーナリストである被告に対し、被告によるインターネット上における投稿等が原告の名誉を毀損するものであると主張して、不法行為に基づく損害賠償として慰謝料等1100万円及びこれに対する不法行為の後の日である令和5年10月

25 4日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いがないか、後掲各証拠（以下、特に明記しない限り、枝番の表記は省略する。）及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

5 原告は、アメリカ合衆国に本部を置く国際的なNGOであるUPFの日本支部である。

被告は、ジャーナリストとして活動する者である。

UPFは、旧統一教会と呼ばれる団体である世界平和統一家庭連合（以下「旧統一教会」という。）の関連団体である。

（以上につき、甲1、乙1、弁論の全趣旨）

10 (2) UPFによる国際会議の開催

UPFは、令和3年9月12日、大韓民国で、国際会議である「シンクタンク2022 希望前進大会」（以下「本件大会」という。）を開催した。本件大会においては、A元首相（以下「A元首相」という。）によるビデオメッセージが上映された。（甲18、弁論の全趣旨）

15 (3) 本件大会に関する被告による発言等

令和5年3月8日から同年8月26日までにかけて、別紙の「本件各投稿等」欄記載の媒体において、被告は同欄記載の投稿若しくは発言を行い、又は被告の発言が記載されたインタビュー記事が掲載された（以下、これらの投稿等を、別紙の「番号」欄記載の番号に対応して、「本件投稿等①」ないし「本件投稿等⑥」といい、全て併せて「本件各投稿等」という。）。（甲11、12の2、14～16、37～39）

3 争点及びこれに関する当事者の主張

本件の争点は以下の(1)から(3)までのとおりである。

(1) 原告の当事者能力の有無（争点1。本案前の争点）

25 （原告の主張）

原告は、その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団

体としての主要な点が確定している団体であるから、民訴法29条にいう法人でない社団に当たり、当事者能力を有する。

(被告の主張)

原告においては、規約記載の年1回の頻度で総会が開催されていない上、  
5 前年の事業年度が終了後、次の事業年度の3分の2が経過した段階で収支決算報告がされるとともに当年の予算案を可決しているなど組織運営が形骸化しており、また、財産管理体制も備わっていない。したがって、原告は、総会の運営、財産の管理等団体としての主要な点が確定している団体ということとはできず、民訴法29条にいう法人でない社団に当たるとはいえないから、  
10 当事者能力を有しない。

原告の組織運営が形骸化している以上、原告代表者とされるF（以下「F」という。）が代表権を有すること及びFによる原告訴訟代理人に対する委任の有効性も争う。

## (2) 名誉毀損による不法行為の成否（争点2）

(原告の主張)

本件各投稿等は、原告がA元首相に5000万円もの金銭を報酬名目で裏取引により交付したというものであり、本件各投稿等を閲読するなどした一般読者や聴講者は、被告によるA元首相と原告や旧統一教会との関係に関する一連の発言を、あたかも一冊の本の内容のように一体的に捉え、原告がA  
20 元首相と不当かつ密接な関係を築いてきたかのように想像し、政治資金規正法違反等の違法行為の教唆を行ったとの疑惑まで抱くものであるから、本件各投稿等という1個の表現行為について1個の不法行為が成立する（一次的主張）。仮に本件各投稿等により1個の不法行為が成立するとは認められないとしても、本件各投稿等のそれぞれについて不法行為が成立する（二次的  
25 主張）。

原告の二次的主張は、別紙の「原告の主張」欄記載のとおりである。

(被告の主張)

争う。本件各投稿等は、その発信時期、発信方法、発信場所、発信媒体等が全く異なるものであるから、これを1個の不法行為と捉えることなどできず、原告の主位的主張は失当である。原告の二次的主張に対する被告の主張は、別紙の「被告の主張」欄記載のとおりである。

(3) 損害額 (争点3)

(原告の主張)

本件各投稿等という1個の不法行為により原告に生じた無形の損害は1000万円である。仮に1個の不法行為の成立が認められず、本件各投稿等のそれぞれに不法行為の成立が認められた場合は、本件投稿等①及び本件投稿等⑤については各100万、本件投稿等②、本件投稿等③、本件投稿等④及び本件投稿等⑥については各200万円の合計1000万円の無形の損害が認められるべきである。

これに加えて、100万円の弁護士費用が、上記不法行為と相当因果関係のある損害として認められるべきである。

(被告の主張)

争う。

#### 第4 当裁判所の判断

##### 1 争点1 (原告の当事者能力の有無) について

(1) 民訴法29条にいう法人でない社団に当たるというためには、団体としての組織を備え、多数決の原則が行われ、構成員の変更にかかわらず団体そのものが存続し、その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているものでなければならないと解される(最高裁判所昭和35年(オ)第1029号同39年10月15日第一小法廷判決・民集18巻8号1671頁参照)。

(2) そこで検討すると、証拠(甲20、23、24、26~30、35)及び

弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告は、国際的なNGOであるUPFの日本支部であり、平和の礎としての健全な人格及び理想家庭を形成するとともに、宗教、人種、国境の壁を超え、自然と調和した「One Family under God」  
5 の実現を牽引する日本を建設することを目的とする団体である。

イ 原告はUPFとは別に規約を有する。規約には、代表者として会長が置かれること、それぞれ構成員及び議決事項を異にする総会と本部理事会が置かれ、議決事項はいずれも多数決によって決定されること、年度ごとに  
10 予算及び収支報告が総会で承認されること、資産は事務総長が管理すること、会員は、本部の承認を受けた者であり、死亡等によりその資格を喪失し、又は退会、除名等があり得ることが定められている。

ウ 原告においては、総会にて、各事業年度における活動計画及び予算案並びに活動報告、収支決算報告及び監査報告が承認されている。活動計画には実施予定の会議や目標の会員数が記載され、活動報告には実施した会議  
15 や当該年度における会員数が記載されている。

エ 原告は、その財産を管理するための口座として、「UPF-Japan F」名義の銀行預金口座を保有している。

(3) これらの事実からすれば、原告においては代表の方法、総会の運営、財産の管理等、団体としての主要な点が確定しているということが出来るから、  
20 民訴法29条にいう法人でない社団に当たり、当事者能力を有するというべきである。

被告は、原告においては規約記載の年1回の頻度で総会が開催されていない上、前年の事業年度が終了後、次の事業年度の3分の2が経過した段階で収支決算報告がされるとともに当年の予算案を可決しているなど組織運営や  
25 財産管理体制がずさんであり形骸化しているとして、原告は、総会の運営、財産の管理等の団体としての主要な点が確定している団体ということではでき

ず、民訴法29条にいう法人でない社団に当たるとはいえないと主張する。しかし、証拠提出されている総会議事録（甲23、35）が2年おきのものであり、令和3年及び令和5年に実施された総会の議事録（甲23の2、23の3）において「令和元年定期総会」と記載されているなどの誤字があることなど被告指摘の点をもって、直ちに原告の組織運営が形骸化しているとい

5

うことはできない。また、予算案や収支決算報告の総会における承認のタイミングが不適切である旨の点についても、原告の財産管理や会計に関する事務処理の方法が適切か否かという問題が生じ得ることについては別論、このことをもって原告の財産管理の方法が確定していないとい

10

うことはできない。したがって、被告の主張は採用することができない。

これを前提とすると、原告の規約において、会長が原告を代表する旨、会長は理事会が推薦し総会の決議によって選任される旨及び会長の任期は2年であり、再任は妨げられない旨が定められており（甲20）、令和5年9月1日の原告の総会でFを会長に再任する件が承認されていること（甲23の

15

3）からすれば、Fは、同年10月3日に原告訴訟代理人に本件訴訟の提起、遂行等を委任した時点において（弁論の全趣旨）、原告を代表する権限を有し、適法適式に訴訟委任したものと認められる。

## 2 争点2（名誉毀損による不法行為の成否）について

原告は、一次的に、本件各投稿等により一個の不法行為が成立すると主張する。しかし、本件各投稿等は、投稿、発言又は記事の掲載がされた時期をそれぞれ異にしているほか、その公表の手段もソーシャルネットワーキングサービスであるXにおける投稿や、講演会における発言など異なるものであって（前提事実(3)）、その読者等が必ずしも共通するものとはいえない。また、本件各証拠によっても、本件各投稿等のうち後にされたものの一般的な読者や聴講者が、当該投稿等より前にされた投稿等の全部を当然に認識し、これを前提として当該投稿等を読むなどするのが通常であるとも認められない。したがって、

20

25

本件各投稿等を一体的に捉えた上で一個の不法行為が成立するとの原告の一次的な主張は採用することができない。

そこで、本件各投稿等のそれぞれにつき、名誉毀損による不法行為が成立するか（原告の二次的主張）を検討する。

5 (1) 本件投稿等①

原告は、本件投稿等①は、原告が、A元首相に対し、本件大会にビデオメッセージを送ったことに対する謝礼として5000万円を支払ったとの事実（以下「本件事実」という。）を摘示するものであって、これにより原告の社会的評価が低下すると主張する。

10 そこで検討するに、本件投稿等①は、Xにおける投稿であり、旧統一教会が歴代首相に対し謝礼として金銭の提供を持ち掛けて関連行事への出席を求めたことを朝日新聞が報じた旨及びA元首相が、当該行事へのビデオメッセージの提供によって、B前米国大統領（当時）（以下「B前大統領」という。）への支払額の半額の謝礼を受領した旨を述べるものであって（甲11）、上記の「朝日新聞が報じた」とされる記事（乙2、3、弁論の全趣旨）を併せて読めば、上記行事とは本件大会であることを読み取ることができる。もつとも、本件投稿等①では、歴代首相に働きかけを行った主体は「統一教会」とされており、Xにおける本件投稿等①の前後の投稿を通じて、原告の名称は摘示されていない。また、上記記事においても、本件大会は教団（旧統一教会）の友好団体であるUPFが開催したものであり、「旧統一教会側」から歴代首相に対して本件大会への出席やビデオメッセージの提供依頼がされた旨が記載されているにとどまり、原告がこれらを行った旨の記載は見当たらない。そうすると、一般の読者の通常の見方を基準とすれば、本件投稿等①は、旧統一教会又はUPFが、A元首相が本件大会にビデオメッセージを送ったことの謝礼として、B前大統領への支払額の半額を支払ったとの事実を摘示するものといえるにとどまり、原告が謝礼を支払ったと

15

20

25

の本件事実を摘示するものとはいえない。そして、国際的なNGOであるUPFが開催した国際会議である本件大会に、A元首相がビデオメッセージを送り、これに対して旧統一教会又はUPFが謝礼として一定額の金銭を支払ったとしても、このことが直ちに贈賄や脱税、政治資金規正法違反の教唆等に当たり違法又は不当であるなどということはできず、また、これにより、UPFの日本支部としてUPFとは別個独立した地位にあるとされる原告について、社会的評価の低下が生ずるとはいえない。したがって、本件投稿等①が原告に対する名誉毀損に該当するものとはいえない。

(2) 本件投稿等②

原告は、本件投稿等②が、本件事実を前提事実として、A元首相につき、旧統一教会の被害者からの金銭収奪に関与した上で非倫理的な金銭を受領していたことを勘案して人物評価すべきである旨の意見論評をするものであり、原告の社会的評価を低下させるものに当たると主張する。

しかし、本件投稿等②は、Xにおいて、本件投稿等①に引き続いて投稿されたものであり（甲11、12）、本件投稿等①の摘示する、A元首相に対する謝礼の支払の事実を前提に、「教団側からA元首相に謝礼が支払われたとすれば」として、上記支払に関する問題提起をしようとするものである。そうすると、一般の読者の通常の見方を基準とすれば、本件投稿等②で謝礼の支払主体として摘示されている「教団側」とは、本件投稿等①と同様に、旧統一教会又はUPFを指すものとみるべきであり、本件投稿等②につき、原告がその支払の主体であるとの事実を摘示するものとはいえない。そして、旧統一教会又はUPFが上記謝礼を支払ったとしても、このことにより原告の社会的評価が低下するとはいえないことは、上記(1)において認定判断したところと同様である。なお、本件投稿等②では、謝礼の原資は旧統一教会の被害者から収奪された金銭であるとの記載がされているが、上記記載は、飽くまで旧統一教会についてされたものであり、原告についてされたものでは

ない。

以上によれば、本件投稿等②は原告に対する名誉毀損に該当するものとはいえない。

(3) 本件投稿等③

原告は、本件投稿等③が、本件事実を摘示するものであって、原告の社会的評価を低下させると主張する。

そこで検討するに、本件投稿等③は、被告が講師として参加した「統一教会の過去と現在 政界との癒着をどう断ち切るか？」というテーマの講演会における発言であり（甲13、14）、A元首相に対するビデオメッセージに係る謝礼が5000万円であって、これは旧統一教会が不法に集めた金銭を原資とするものであると述べるものである。もっとも、本件投稿等③は、専ら旧統一教会に関する問題提起を目的とする講演の中でされたものであり、本件投稿等③の前後の発言を見ても、「統一教会からフロント組織を通じて相当な大金が政治家に渡っています」などとする部分があるにとどまり、上記謝礼の支払主体が原告である旨の言及がされたとはうかがわれない（甲14）。そうすると、一般の聴講者の通常の聴き方を基準とすれば、本件投稿等③は、旧統一教会（又は上記ビデオメッセージが本件大会において上映されたものを指すことを理解し得る聴講者にとっては、その開催者であるUPF）が、A元首相に対して本件大会にビデオメッセージを送ったことに対する謝礼として5000万円を渡した旨の事実を摘示するものであって、原告が謝礼を支払ったとの本件事実を摘示するものではないというべきである

（なお、原告は、本件投稿等③のうち、A元首相が教団関係者を首相官邸に招待した旨の部分は、A元首相がFを首相官邸に招待したことを意味しているから、謝礼の支払主体も原告を指すものと理解することができるとも指摘するが、一般の聴講者において、上記教団関係者がFを指すものと理解することはできないし、首相官邸に招待された教団関係者がFであれば、謝礼を

支払ったのが原告であると理解するのが通常であるともいえない。)。そして、旧統一教会又はUPFが上記謝礼を支払ったとしても、このことにより原告の社会的評価が低下するとはいえないことは、上記(1)及び(2)において認定判断したところと同様である。

5           以上によれば、本件投稿等③は原告に対する名誉毀損に該当するものとはいえない。

(4) 本件投稿等④

原告は、本件投稿等④が本件事実を摘示するものであって、原告の社会的評価を低下させると主張する。

10           そこで検討するに、本件投稿等④は、Xにおける投稿であり、A元首相が「統一教会フロント団体集会」にビデオメッセージを送ったことに係る謝礼が5000万円であったとの内部情報がある旨述べるものであるところ、本件投稿等④の前後を見ても、上記の「統一教会フロント団体」が原告である旨をうかがわせる記載は見当たらない（なお、仮に一般の読者において上記  
15 集会が本件大会を指すものと理解し得るとしても、本件大会の開催者が原告ではなくUPFであること（前提事実(2)）は前述のとおりであり、上記「統一教会フロント団体」とはUPFを指すと理解し得るにとどまる。）。加えて、本件投稿等④では、謝礼について安部事務所及び「教団」に問い合わせたが回答を得られなかった旨が記載されているのであるから、一般の読者の通常  
20 の読み方を基準とすれば、上記謝礼を支払ったのは旧統一教会（又はUPF）である旨が摘示されているとみるのが相当であり、原告が謝礼を支払ったとの本件事実を摘示するものと読むことはできない。そして、旧統一教会（又はUPF）が上記謝礼を支払ったとしても、このことにより原告の社会的評価が低下するとはいえないことは、上記(1)ないし(3)において認定判断したと  
25 ころと同様である。

          以上によれば、本件投稿等④は原告に対する名誉毀損に該当するものとは

いえない。

(5) 本件投稿等⑤

原告は、本件投稿等⑤が本件事実を前提事実として、旧統一教会及び関連  
5 団体が金銭的に腐敗していることを批判し、本件大会に関するA元首相に対  
する高額の謝礼の支払も教団側の金銭的に腐敗した土壌から生じたものであ  
ると論評するものであると主張する。

しかし、本件投稿等⑤は、専ら旧統一教会に関する問題提起を目的とする  
インタビューを収録した雑誌記事の一部であり（甲16）、「教団内でナンバ  
10 ー2の幹部」がA元首相らの教団ビデオメッセージへの出演などを手配した  
ことや、上記出演については数千万円ないし数億円の報酬を支払うことにな  
っているところ、同幹部がこれらの報酬を中抜きし、帳簿の粉飾を行ってい  
たことを述べるものにすぎず、原告が本件大会に関して上記報酬を支払った  
旨について何ら言及するものではない。また、原告は旧統一教会とは別団体  
15 であって（前提事実(1)）、旧統一教会の幹部が報酬の中抜きや帳簿の粉飾を  
行っていたからといって、原告の社会的評価が低下する関係にあるとはいえ  
ない。そうすると、本件投稿等⑤について、原告が本件大会へのビデオメッ  
セージの送付につき謝礼を支払った旨や、原告が金銭的に腐敗していること  
などを摘示するものとはいえず、本件投稿等⑤が原告の社会的評価を低下さ  
せるものということとはできない。

20 以上によれば、本件投稿等⑤は原告に対する名誉毀損に該当するものとは  
いえない。

(6) 本件投稿等⑥

原告は、本件投稿等⑥が、本件事実を摘示するものであって、原告の社会  
25 的評価を低下させるものであると主張する。

そこで検討するに、本件投稿等⑥は、被告が講師として参加した「統一教  
会と政治」という講演会における発言であり（甲39）、A元首相につき、

ビデオメッセージを送った謝礼として、B前大統領が受けた1億円の半額の謝礼を受けた旨の情報を得ていたと述べるものである。もっとも、本件投稿等⑥は、原告が本件大会に関して上記謝礼を支払った旨について何ら言及するものではなく、むしろ、上記謝礼について明言すれば旧統一教会から通知書が来るなどとするものなのであるから（甲40）、一般の聴講者の通常の聴き方を基準とすれば、旧統一教会が、A元首相に対して、ビデオメッセージの謝礼として5000万円を渡したとの事実を摘示するものと理解するべきであって、原告が謝礼を支払ったとの本件事実を摘示するものと理解することはできない。そして、旧統一教会が上記謝礼を支払ったとしても、このことにより原告の社会的評価が低下するとはいえないことは、上記(1)ないし(4)において認定判断したところと同様である。

以上によれば、本件投稿等⑥は原告に対する名誉毀損に該当するものとはいえない。

#### (7) 原告の主張について

##### 15 ア 同定可能性に関する原告の主張

原告は、①被告が、Xに、A元首相の事務所に問い合わせると、ビデオメッセージの依頼は原告からあったとの回答を受けた旨の投稿をしており、本件各投稿等を閲読又は聴講した読者がXにおいて検索機能を用いて同投稿を見つけることは自然かつ容易であるところ、同投稿を閲読した者は、  
20 本件各投稿等において言及されている謝礼を支払った主体がビデオメッセージの依頼者である原告であると理解すること、②被告が執筆してインターネット上に公開されている記事に、FがA元首相に対して本件大会にビデオメッセージを提供することを依頼した旨記載があること、③被告が著者である書籍内に、Fが、本件大会においてA首相と旧統一教会の関係性を表舞台に出した旨の記載があることからすれば、本件各投稿等は、いず  
25 れも原告が謝礼の支払を行ったとの事実を摘示するものと読むことができ

ると主張する。

しかし、①については、原告が指摘する投稿は、本件各投稿等がされるより1年5か月以上も前である令和3年9月13日にされたものであり、同投稿と本件各投稿等の間に相当数の投稿がされているのであるから（甲2、11）、本件各投稿等に接した者が、併せて原告の指摘する上記投稿にも接するのが通常であるとはいえない。また、本件各投稿等に接した者が、通常、Xの検索機能を用いるなどして上記の謝礼支払に関する被告の投稿を網羅的に読み、これらを総合して本件各投稿等の内容を理解するものとも考え難い。以上のことからすれば、原告の主張のうち、上記①については採用することができない。また、②及び③についても同様に、本件各投稿等に接した者が、原告が指摘する上記の記事（甲9）や書籍（甲10）を併せて閲読するのが通常であるとは考え難い上、仮に上記の記事や書籍と本件各投稿等を併せて閲読したとしても、本件各投稿等において言及されている謝礼について、これを支払う主体がUPFではなく原告であるとまで読み取ることは困難であることからすれば、採用することができない。

#### イ 社会的評価の低下について

原告は、数分間のビデオメッセージの対価としては5000万円という金額は高額に過ぎること、被告が別途Xにおいて、A元首相と旧統一教会の関係について、「裏取引疑惑」、「ズブズブの関係」などと投稿していることからすれば、謝礼が旧統一教会に対する警察の捜査活動を抑止する等の諸々の便宜を図ることを目的とする贈賄であったとの邪推を生じさせるものであり、併せて原告が政治資金規正法違反や脱税等の違法行為の教唆を行っているとの疑惑を生じさせるものであるから、原告の社会的評価を低下させるものと主張する。

しかし、そもそも本件各投稿等が摘示する事実が、原告が主張するよう

な邪推や疑念を生じさせるに足りないものであることは上記(1)ないし(6)において説示したところから明らかであるし、この点を措いても、本件各投稿等における記載内容からは、金額の多寡によってその性質が不当なものであると読み取ることまでは困難である上、「裏取引疑惑」及び「ズブズブの関係」と記載された投稿は、本件各投稿等がされた7か月以上前にされたものであり、これらの投稿と本件各投稿等の間に相当数の投稿がされていることが認められる（甲3～5、11）ことからすれば、一般読者がこれらの投稿を併せて読むものとは考え難いから、採用することができない。

5  
10 第5 結論

以上によれば、その余の争点について判断するまでもなく、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第32部

15

裁判長裁判官 足立 堅太

裁判官 森川 さつき

20

裁判官 野 杵 葵

別紙掲載省略

番号	本件各投稿等	請求原因	
		原告の主張	被告の認否・反論
①	<p>■ Xにおける投稿 (令和5年3月8日)</p> <p>朝日新聞が報じた統一教会から歴代首相への働きかけ「謝礼」としての金銭の提供、持ちかけ「謝礼いくらでも用意」教団側から再三の出席依頼</p> <p>2021年9月のビデオメッセージ出演時「Aへの謝礼はBの半額」との情報を得ていた。その額は…</p>	<p>■ (摘示事実)</p> <p>原告が、A元首相に対し、本件大会にビデオメッセージを送ったことに対する謝礼として5000万円を支払ったとの事実 (本件事実)</p>	<p>否認する。金額も特定できない。</p>
		<p>■ (同定可能性)</p> <p>本件投稿等①にリンクが付された朝日新聞のインターネット記事において、UPFやFに関する言及がされていることのほか、被告が、A元首相の事務所に問い合わせると、ビデオメッセージの依頼は原告からあったものと回答した旨の投稿をしており、これは、謝礼を支払った主体が依頼者である原告であることを示すとともに、本件投稿等①を閲覧した読者がXにおいて検索機能を用いて被告による上記投稿を見つけることは自然かつ容易であること、FがA元首相に対して本件大会にビデオメッセージを提供することを依頼した旨の被告の発言が含まれるインターネット記事が掲載されていること、原告の代表者であるFが、本件大会において、A首相と旧統一教会の関係性を表舞台に出したと述べる被告の著作が出版されていることも踏まえれば、本件投稿等①において「再三の出席依頼」をした「教団側」とは原告を指すものと読むことができる。</p>	<p>否認する。</p> <p>本件投稿等①においては、謝礼の支払主体は明らかにされていない。また、本件投稿等①が引用する朝日新聞のインターネット記事において、「UPF」の日本支部が存在することをうかがわせる記載もない。本件投稿等①は、原告が同定可能性の根拠とするXの投稿から約1年6か月も経過してからされたものであり、その間に被告はXに多くの投稿をしている。また、当該投稿は、A元首相への金銭交付に言及したものではない。したがって、本件投稿等①において原告の同定可能性は認められない。</p>
		<p>■ (社会的評価の低下)</p> <p>数分間のビデオメッセージの対価としては5000万円という金額は高額に過ぎること、被告が別途Xにおいて、A元首相と旧統一教会の関係について、「裏取引疑惑」、「ズブズブの関係」などと投稿していることからすれば、謝礼が旧統一教会に対する警察の捜査活動を抑止する等の諸々の便宜を図ることを目的とする贈賄であったとの邪推を生じさせるものであり、併せて政治資金規正法違反や脱税等の違法行為の教唆を行っているとの疑惑を招くものであるから、原告の社会的評価を低下させる。</p>	<p>否認する。</p> <p>A元首相にビデオメッセージ出演の謝礼が支払われたという事実は原告の社会的評価を低下させない。賄賂や裏金であるといった事実の摘示等もなく、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、原告が主張するような贈賄等の違法行為があったとの邪推を惹起させるものではない。</p> <p>各投稿にはA元首相と統一教会間の金銭授受についての記載はなく、「賄賂」であるとの疑いなど抱きようがない。</p> <p>元首相のビデオメッセージの対価の相場などそもそも存在しないし、一般読者は知るよしもない。</p> <p>以上から、一般読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、本件投稿等①は、原告の社会的評価を低下させるものではない。</p>
②	<p>■ Xにおける投稿 (令和5年3月8日)</p> <p>教団側からA元首相へ「謝礼」が支払われたとすると、そのお金は統一教会の被害者から収められたお金ということになる。</p> <p>このことの重大さが理解できれば、自民党内で調査がなされていないことが問題だと解る筈。功罪全て検証した上でAという人物を判断すればよいだけの話</p>	<p>■ (前提事実)</p> <p>原告が、A元首相に対し、本件大会にビデオメッセージを送ったことに対する謝礼として5000万円を支払ったとの事実 (本件事実)</p>	<p>否認する。</p>
		<p>■ (意見論評の内容)</p> <p>A元首相に支払われていた「謝礼」は旧統一教会の被害者から収められたお金であり、A元首相はかかる収めに関与し、非論理的な金銭を受領していたことを、その人物評価において勘案すべきである。</p>	<p>認める。</p>
		<p>■ (同定可能性)</p> <p>被告が、A元首相の事務所に問い合わせると、ビデオメッセージの依頼は原告からあったものと回答した旨の投稿をしており、これは、謝礼を支払った主体が依頼者である原告であることを示すとともに、本件投稿等②を閲覧した読者がXにおいて検索機能を用いて被告による上記投稿を見つけることは自然かつ容易であること、FがA元首相に対して本件大会にビデオメッセージを提供することを依頼した旨の被告の発言が含まれるインターネット記事が掲載されていること、原告の代表者であるFが、本件大会において、A元首相と旧統一教会の関係性を表舞台に出したと述べる被告の著作が出版されていることも踏まえれば、「教団側」とは原告を指すものと読むことができる。</p>	<p>否認する。</p> <p>理由は本件投稿等①と同じ。</p>
③	<p>■ 高知市で開催された講演会における被告の発言 (令和5年5月27日)</p> <p>ちなみに、ここだけで言いますけど、さっきのAさんとBさんのビデオメッセージ、Bに1億、Aに5000万支払われたという情報が、確たる情報があります。その情報源は、Aさんが、首相官邸に教団関係者を招待したってことと同じところなんです。ということは被害者のお金もらっていることになりませんか。これ確実な金は取れてないので公表はしていませんけどそういう話もあります。</p>	<p>■ (摘示事実)</p> <p>原告が、A元首相に対し、本件大会にビデオメッセージを送ったことに対する謝礼として5000万円を支払ったとの事実 (本件事実)</p>	<p>否認する。</p>
		<p>■ (同定可能性)</p> <p>本件投稿等③において、A元首相が教団関係者を首相官邸に招待した旨記載されているのは、A元首相がFを首相官邸に招待したことを意味しているから、謝礼の支払主体も原告を指すものと読むことができる。</p>	<p>否認する。</p> <p>なお、首相官邸に招待されたのはE・旧統一教会会長であり、Fではない。</p>
		<p>■ (社会的評価の低下)</p> <p>本件投稿等①と同じ。</p>	<p>否認する。</p> <p>本件投稿等①について述べた主張に加え、被告は、旧統一教会側から政治家への金銭交付について発言はしているものの、その金員が不透明であるとか、金員交付を起因として不当な関係にあるといった発言はしていないこと、一般読者の普通の注意と聞き方を基準にすれば、当該発言は、「不透明な金員を巡る不当な関係」について述べたものではなく、被害者の旧統一教会への献金が謝礼の原資になっていることを批判しているにすぎないことからすれば、本件投稿等③は、原告の社会的評価を低下させるものではない。</p>

番号	本件各投稿等	請求原因	
		原告の主張	被告の認否・反論
④	<p>■ Xにおける投稿 (令和5年7月1日)</p> <p>この5か月前の2021年9月の統一教会フロント団体集会へのビデオメッセージによるリモート登壇時、<b>B</b> 前米大統領に1億、<b>A</b> 前首相 (当時) に5千万との内部情報、<b>A</b> は <b>B</b> の半額ということだった。<b>B</b> には2億との情報も、<b>A</b> 事務所と教団からは回答を得られなかった。</p>	<p>■ (摘示事実)</p> <p>原告が、<b>A</b> 元首相に対し、本件大会にビデオメッセージを送ったことに対する謝礼として5000万円を支払ったとの事実 (本件事実)</p>	<p>否認する。 同定可能性なし。</p>
		<p>■ (同定可能性)</p> <p>本件投稿等④においては、本件大会が「統一教会フロント団体集会」によるものと記載されており、一般読者の普通の注意と読み方に照らせば、「統一教会フロント団体集会」が原告を指すものであって、原告により謝礼が支払われたものと読むことができる。</p>	<p>否認する。 被告は、「<b>A</b> 事務所と教団からは回答は得られなかった」と記載しており、<b>A</b> 元首相に5000万円交付したという情報の真偽につき、原告ではなく旧統一教会に対して確認していることが分かるから、一般読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、原告についての同定可能性はない。</p>
		<p>■ (社会的評価の低下)</p> <p>本件投稿等①と同じ。</p>	<p>否認する。 本件投稿等④について述べた主張に加え、そもそも本件投稿等④は、<b>A</b> 元首相についての発言であるから、原告の社会的評価を低下させるものではない。</p>
⑤	<p>■ 週刊FLASHに掲載された被告に対するインタビュー記事における被告の発言 (令和5年7月18日)</p> <p>教団内でナンバー2の幹部だった <b>C</b> 氏が、5月9日に更迭されたんです。<b>D</b> 氏は、<b>A</b> 元首相や <b>B</b> 前大統領の教団ビデオメッセージへの出演などを手配した人物です。 こうしたVIPには数千万円から数億円の報酬を払うのですが、<b>C</b> 氏がこの報酬を中抜きし、不正に蓄財していたことが発覚しました。</p>	<p>■ (前提事実)</p> <p>原告が、<b>A</b> 元首相に対し、本件大会にビデオメッセージを送ったことに対する謝礼として5000万円を支払ったとの事実 (本件事実)</p>	<p>否認する。 旧統一教会の本国である韓国における騒動について説明したものであって、日本の団体である原告に関する発言ではない。</p>
		<p>■ (意見論評の内容)</p> <p>教団ナンバー2の幹部だった <b>C</b> が、教団からVIPに対する謝礼を中抜きしていた事実をもって旧統一教会及び関連団体が金銭的に腐敗していることを批判し、本件大会に関する <b>A</b> 元首相に対する高額な謝礼の支払も教団側の金銭的に腐敗した土壌から生じたものであると論評するものである。</p>	<p>前段部分は認め、その余は否認する。</p>
		<p>■ (同定可能性)</p> <p>本件投稿等②と同じ。</p>	<p>否認する。 原告が主張する予備知識を有する読者であっても、本件投稿等⑤が原告についての発言であると同定することはできない。</p>
		<p>■ (社会的評価の低下)</p> <p>本件投稿等①と同じ。</p>	<p>否認する。 本件投稿等⑤について述べた主張に加え、そもそも本件投稿等⑤は、韓国の旧統一教会ないしその幹部であった <b>C</b> についての発言であるから、原告の社会的評価を低下させるものではない。</p>
⑥	<p>■ 板橋区で開催された講演会における被告の発言 (令和5年8月26日)</p> <p><b>B</b> と <b>A</b> さんがビデオメッセージを送った時、<b>B</b> に1億円、<b>A</b> さんにはその半額だという情報を知っていたんですね。これをどうやって <b>A</b> さんどれくらいもらっているのかなみたいなおことで、これを明言すると統一教会から通知がまた来るので言いませんけど</p>	<p>■ (摘示事実)</p> <p>原告が、<b>A</b> 元首相に対し、本件大会にビデオメッセージを送ったことに対する謝礼として5000万円を支払ったとの事実 (本件事実)</p>	<p>否認する。 同定可能性なし。</p>
		<p>■ (同定可能性)</p> <p>本件投稿等②と同じ。</p>	<p>否認する。 原告が主張する予備知識を有する読者であっても、本件投稿等⑥が原告についての発言であると同定することはできない。</p>
		<p>■ (社会的評価の低下)</p> <p>本件投稿等①と同じ。</p>	<p>否認する。 本件投稿等⑥について述べた主張に加え、そもそも本件投稿等⑥は、<b>A</b> 元首相についての発言であるから、原告の社会的評価を低下させるものではない。</p>